

## 別添 2-2

### 長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務委託契約書（案）

#### 【詳細は別途協議】

長野県公営企業管理者 吉沢 正（以下「委託者」という。）と〇〇〇 〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務に関する委託契約を締結する。

#### （総則）

第 1 条 委託者と受託者の双方は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

#### （委託業務）

第 2 条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務委託
- (2) 業務の内容 長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務実施要領（以下、「実施要領」という。）及び長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務

#### （履行期間）

第 3 条 委託業務の履行期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日 0 時から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日 24 時までとする。

#### （委託契約単価等）

第 4 条 委託契約単価等は別表のとおりとする。

- 2 受託者は、月の初日から末日までの間において第 6 条により実施した業務に係る費用（以下「委託料」という。）を別表に定める算定方法により算出することとする。

なお、電力量（kWh）に小数点以下の端数がある場合は小数点以下第 1 位で四捨五入するものとする。

- 3 委託料は、月ごとに別表の(1)電気料金相当額、(2)燃料費調整額相当額及び(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額の額を合算した額とし、合計額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### （契約保証金）

第 5 条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、履行期間の最終月の委託業務完了報告書の提出を受け、第 7 条第 2 項の規定により検査に合格したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

#### 【契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合】

第 5 条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、受託者は委託者に対し次の担保を提供する。

#### 【契約保証金の納付を免除する場合】

第 5 条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、長野県財務規則第 143 条の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付することとする。

(委託業務の実施方法等)

第6条 受託者は、別添の実施要領及び仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の実施要領及び仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受けなければならない。

3 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 受託者は、各月の委託業務完了後、翌月10日までに需給管理等委託業務完了報告書(別紙様式例)を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第8条 受託者は、前条の規定により検査に合格した後、委託者に対し、適法な請求書により委託料を請求するものとする。

2 委託者は、適法な支払請求書を受領したときは、請求書を受領した日の翌日から起算して20日以内の日(金融機関休業日の場合はその翌営業日)までに支払うものとする。

(権利義務の譲渡、承継)

第9条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、委託業務のうち主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約電力の変更等)

第11条 一般送配電事業者との契約電力(契約予備電力)又は本契約の契約電力(契約予備電力)の変更について必要があると認められるときは、委託者、受託者及び需要者(長野県庁舎を管理する長野県知事 阿部 守一をいう。以下同じ。)で協議の上、変更するものとする。

(契約内容の変更)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託契約単価、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による契約の変更)

第13条 委託者と受託者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不適当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第15条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第16条 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第17条 委託者は、委託者又は需要者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第18条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、契約保証金に10を乗じた額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 受託者は、第14条から第16条までの規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

3 委託者は、前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

4 受託者は、第1項又は第2項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第2項に定める期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請求金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

- 6 委託者は、委託者又は本契約に係る需要者の責に記すべき事由により、受託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として受託者に払わなければならない。

(賠償の予約)

第19条 受託者は、第15条の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 委託者及び受託者は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
  - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 委託者及び受託者は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 委託者及び受託者は、自己が将来にわたり前2項の規定に該当しないことを表明・確約する。
- 4 委託者及び受託者は、相手方が第1項又は第2項の規定に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、その該当の有無につき、相手方に対して調査を行うことができ、相手方はこれに協力し、調査に必要な資料を提供しなければならない。また、委託者及び受託者は、自らが第1項又は第2項の規定に該当し又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

- 5 委託者及び受託者は、相手方が前項の規定に違反した場合は、直ちに契約を解除することができる。
- 6 委託者及び受託者は、自己が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 7 委託者及び受託者が前項の規定に違反した場合にあっては、相手方は、直ちにこの契約を解除することができる。
- 8 委託者及び受託者が前各項の規定によりこの契約を解除した場合において、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第21条 委託者及び受託者は、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 適用法令に基づく開示要求に従ってこれを開示する場合
- (2) 委託者が、受託者の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合（開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課す場合に限る。第3号において同じ。）
- (3) 委託者及び受託者が、委託者及び受託者の弁護士、公認会計士、税理士等、委託者及び受託者から委託を受けて本契約に係る業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）に対して開示する場合
- (4) 接続請求電気事業者に対して開示する場合

2 前項本文の規定は、次の各号に該当する情報には適用しない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報
- (2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報
- (3) 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

3 本条に基づく委託者及び受託者の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(守秘義務からの除外情報)

第22条 前条の規定にかかわらず、委託者及び受託者が、本取引において委託者を選定し紐づけられた需要家に対し、委託者の発電所の名前、エネルギー源、発電場所、発電容量、設備の稼働開始時期及び発電期間、当該発電所からの供給電力量及び供給時間（以下「除外情報」という。）を開示することを承諾する。

- 2 委託者は、紐づけられた需要家が、前項に基づき開示を受けた除外情報を、かかる需要家の広告・宣伝のために、第三者に開示することを承諾する。
- 3 委託者は、受託者が自身の発電バランシンググループに対して必要な情報を開示することを承諾する。

(債権債務)

第23条 本契約の履行期間中の委託料その他の債権債務は、本契約の終了によって消滅しないものとする。

(準拠法、裁判管轄)

第24条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(本契約に関連する契約)

第25条 委託者及び受託者は、本契約のほか、契約の履行に関して必要な事項について、別途契約書、協定書又は申合書等を締結するものとする。

(疑義の解決)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者の双方は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年(2026年) 月 日

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 委託者 住 所 | 長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地 2 |
|         | 長野県企業局                  |
| 職・氏名    | 長野県公営企業管理者 吉沢 正 印       |

|         |               |
|---------|---------------|
| 受託者 住 所 | 〇〇〇〇          |
| 法 人 名   | 〇〇〇〇          |
| 代表者職・氏名 | 〇〇〇〇長 〇〇 〇〇 印 |

別表（第4条関係）

| 区分    | 項目                                                 | 細項目                                           | 委託契約単価（税込）                     | 予定数量        |
|-------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------|-------------|
| 委託料内訳 | (1) 電気料金相当額                                        | ア 基本料金相当額                                     | 〇〇円/kW/月                       | 850 kW/月    |
|       |                                                    | イ 電力量料金相当額                                    | 夏季                             | 〇〇千 kWh     |
|       |                                                    |                                               | その他季                           | 〇〇千 kWh     |
|       |                                                    | ウ 電源費相当額<br>（非F I T等企業局電力以外で受託者が電源調達したものに限る。） | 〇〇円/kWh                        | 0 kWh       |
|       |                                                    | エ 託送予備線料金（予備送電サービスB）相当額                       | 〇〇円/kW/月                       | 850 kW/月    |
|       |                                                    | オ 契約超過金相当額                                    | 中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（高圧）※で決定される額 | 0 kW×0 か月   |
|       | (2) 燃料費調整額相当額<br>（非F I T等企業局電力以外で受託者が電源調達したものに限る。） |                                               | 中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（高圧）で決定される単価 | 0 kWh       |
|       | (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額                            |                                               | 履行期間の各月において適用される経済産業大臣が定める単価   | 1,550 千 kWh |

（注）※中部電力ミライズ株式会社が定める「基本契約要綱（高圧）（2025年4月1日実施）」をいう。以下同じ。

委託料算定方法：下記で算出した(1)、(2)及び(3)の額を合算した額

| (1) 電気料金相当額（以下、アからオの合計額） |                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 基本料金相当額                | 上記右欄の委託契約単価に本契約の契約電力を乗じ、力量の変動に応じ次による割引・割増しを加味して得た額<br>1月の力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金相当額の1%を割引きし、85%を下回る場合は、その下回る1%につき基本料金相当額の1%を割増するものとする。なお、力率に小数点以下の端数がある場合は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。 |
| イ 電力量料金相当額               | 上記右欄の委託契約単価に各月の電力量料金単価計量期間に係る使用電力量のうち需要者がベース供給により調達した電力量を除いた電力量（以下「需要追従供給電力量」という。）を乗じて得た額                                                                                            |
| ウ 電源費相当額                 | 上記右欄の委託契約単価に実施要領第5条第4項の規定により受託者が非F I T等企業局電力以外で調達した電力量を乗じて得た額                                                                                                                        |
| エ 託送予備線料金相当額             | 上記右欄の委託契約単価に各月の需要追従供給に係る本契約の契約電力を乗じて得た額                                                                                                                                              |
| オ 契約超過金相当額               | 一般送配電事業者との契約電力（予備電力）を超えて電気を送電した月ごとに、中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（高圧）で決定される額                                                                                                                    |
| (2) 燃料費調整額相当額            | 中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（高圧）で決定される単価（税込）に実施要領第5条第4項の規定により受託者が非F I T等企業局電力以外で調達した電力量を乗じて得た額                                                                                                 |
| (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額  | 上記右欄の委託契約単価（税込）※に各月の需要追従供給電力量を乗じて得た額                                                                                                                                                 |

（※）再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額の単価（税込）は、第3条の履行期間の各月において適用されるものとして経済産業大臣が定める単価（税込）とする。

- （注） 1 1キロワット時当たりの単価の単位は1銭とし、小数点以下第1位を四捨五入する。  
2 電力量料金相当額及び非化石価値相当額は、10銭位を四捨五入し円単位とする。  
3 電力量の単位は、1キロワット時とし小数点以下第1位を四捨五入する。  
4 消費税等相当額は、円未満切捨てとする。  
5 消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

## 別紙様式例（第7条関係）

令和 年 月 日

長野県公営企業管理者

吉沢 正 様

住 所

商号又は名称

代表者

印

## 需給管理等委託業務完了報告書（令和 年 月分）

令和 年 月 日付けで契約した長野県企業局電力の県庁舎へのPPA需給管理等業務委託について、令和 年 月分の委託業務が完了したので、下記のとおり報告します。

## 記

1 委託業務実施期間 令和 年 月 日 時から令和 年 月 日 時まで

2 委託業務実施内容

| 委託業務実施項目                        | 電力<br>kW | 力率<br>% | 電力量<br>kWh | 単価(税抜)<br>円/kWh | 単価(税込)<br>円/kW |
|---------------------------------|----------|---------|------------|-----------------|----------------|
| ア PPA 電気料金相当額                   | —        | —       |            |                 |                |
| (ア) 基本料金相当額                     |          |         | —          |                 |                |
| (イ) 電力量料金相当額<br>【夏季・その他季】       |          | —       |            |                 |                |
| (ウ) 予備電力 基本料金相当額                |          | —       | —          |                 |                |
| (エ) 契約超過金相当額                    |          | —       | —          |                 |                |
| イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金<br>相当額       | —        | —       |            |                 |                |
| ウ 非 FIT 等企業局電力以外で受託者の<br>電源調達分  | —        | —       |            |                 |                |
| (ア) 電源費相当額                      |          |         |            |                 |                |
| (イ) 燃料費調整額相当額                   |          |         |            |                 |                |
| エ 制限割引（停電・電気使用の制限が<br>生じた場合）相当額 |          |         |            |                 |                |
| オ その他                           |          |         |            |                 |                |
| 需給管理等業務 合計                      | —        | —       |            | —               | —              |

3 委託料 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）

（注）受託者は、この様式例に倣い適宜、委託業務完了報告書を作成することができる。